

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省26-27)

別紙1

施策名	目標6-1 環境リスクの評価				担当部局名	環境安全課 環境リスク評価室	作成責任者名 (※記入は任意)					
施策の概要	化学物質による人の健康や生態系に対する環境リスクを体系的に評価				政策体系上の 位置付け	6. 化学物質対策の推進						
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> 化学物質の環境実態調査を実施し、基礎資料として施策の策定に活用。化学物質の環境リスク初期評価調査を実施し、環境を経由した化学物質による影響の未然防止を図る。 化学物質の内分泌系かく乱作用について調査研究を実施し、各化学物質が人の健康や生態系に及ぼす影響について明らかにし、リスク評価を実施する。 子どもの健康と環境に関する全国調査を実施し、次世代育成に係る健やかな環境の実現を図る。 化学物質の環境実態調査を実施し、基礎資料として施策の策定に活用。化学物質の環境リスク初期評価調査を実施し、環境を経由した化学物質による影響の未然防止を図る。 				目標設定の 考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> 化学物質環境実態調査推進検討会 化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討会。 中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会 子どもの健康と環境に関する全国調査基本計画 化学物質環境実態調査推進検討会 中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会 		政策評価実施予定時期	平成27年6月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1 環境リスク初期評価実施物質数	-	-	19	H26年度	19	14	14	-	-	-	-	過去の実績及び情報の収集・検討状況を踏まえ設定。
2 子どもの健康と環境に関する全国調査の調査終了時における追跡率	-	-	80%	H39年度 (調査終了時)	-	-	80%	80%	80%	80%	80%	子どもの健康と環境に関する全国調査基本計画に基づき、10万組の親子を対象とし、13年間にわたり、質問票による追跡調査等を実施することとしているが、追跡調査終了時における追跡率80%を達成することで、調査を効率的・効果的に実施することができる。
3 化学物質環境実態調査を行った物質数・媒体数	98	平成23年度	80	平成26年度	80 (100%)	80 (100%)	80 (100%)	-	-	-	-	・化学物質環境実態調査推進検討会において、当該調査を行う物質数・媒体数については、化学物質対策に係る関係課室からの要望に基づき毎年度選定することとされたため。
4 内分泌かく乱作用に関して、文献等を踏まえ評価対象として選定した物質数	-	-	100	平成26年度	-	-	100	-	-	-	-	・EXTEND2010において、文献や海外での知見を踏まえて、100物質程度を評価の対象として選定することを目標とされたため。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等					平成26年 行政事業レビュー 事業番号	
(1) 化学物質環境リスク初期評価推進費(平成9年度)	23年度	24年度	25年度	26年度	1	<達成手段の概要> 環境リスク初期評価を実施する。 <達成手段の目標(26年度)> 環境リスク初期評価を実施し、14物質程度を目標に結果を取りまとめ、公表する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会の議論も踏まえ、着実に環境リスク初期評価を実施する。					249	

(2) 子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査) (平成14年度)	4640 (4387)	5933 (5151)	5980	5980	2	<p><達成手段の概要> ・10万組の親子を対象とし、13年間にわたり、質問票による追跡調査等を実施する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 子どもの健康と環境に関する全国調査基本計画策定時に設定された追跡調査終了時における追跡率80%を達成することで、調査を効率的・効果的に実施することができる。 <達成手段の目標(26年度)> 追跡調査終了時における追跡率80%</p>	250
(3) 化学物質環境実態調査費 (関連:24-41) (昭和49年度)	382 (367)	261 (244)	289	321	1	<p>・一般環境中の化学物質による汚染状況を把握し、施策に活用するため、関係課室からの要望物質について全国規模の調査を行うとともに、残留性が高く環境リスクが高い物質については経年的な調査を実施する。 ・平成26年度は116物質数・媒体数の分析を行う。</p>	252
(4) 化学物質複合影響評価等調査費	20 (8)	11 (5)	41	28	—	<p><達成手段の概要> 化学物質の複合影響及び微量な化学物質と健康影響等との関連性についての知見の収集・分析を行うとともに、化学物質が及ぼす健康影響についての評価方法及びメカニズム解明方法等についての検討を行う。 <達成手段の目標(26年度)> 化学物質の複合影響及び微量な化学物質による健康影響について評価検討を行う <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 化学物質が及ぼす健康影響についての評価、メカニズムの解明</p>	248
(5) 環境汚染等健康影響基礎調査費(うち化学物質の内分泌かく乱作用に関すること)	345 (293)	234 (230)	199	190	4	<p><達成手段の概要> 化学物質の内分泌かく乱作用に関する評価等推進するため、必要な調査研究や試験法の開発、試験等を実施する。 <達成手段の目標(26年度)> 必要な調査研究や試験法の開発等の進展 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 各化学物質の内分泌かく乱作用を評価するための手法等を確立する。</p>	251
施策の予算額・執行額	5506 (5169)	6519 (5707)	6588	6600	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	目標6-2 環境リスクの管理				担当部局名	環境安全課 環境リスク評価室 化学物質審査室	作成責任者名 (※記入は任意)					
施策の概要	化学物質審査規制法(以下、化審法という)に基づく、化学物質のリスク評価を着実に進めるとともに、化学物質排出把握管理促進法(以下、化管法という)に基づくPRTRデータを円滑に集計・公表、活用することにより、PRTRデータ等を活用したリスクコミュニケーションの推進を図り、もって環境リスクを低減し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。また、化学物質の環境リスクに係る国民の理解を深める。				政策体系上の位置付け	6. 化学物質対策の推進						
達成すべき目標	化審法に基づき、段階的なリスク評価を実施し、化学物質のリスク管理の推進を図る。化管法のPRTR制度に基づき、事業者による自主的な化学物質管理を促進するとともに、対象物質の排出状況等に関する国民の理解を深める。				目標設定の考え方・根拠	化審法、化審法の一部を改正する法律案に対する附帯決議、化管法、化管法に基づくPRTR制度	政策評価実施予定時期	平成27年6月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1 化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスを付与した物質数	-	-	40物質	-	40	40	40	40	40	40	40	平成23年4月に改正法が全面施行した化審法において、スクリーニング評価を行い、優先評価化学物質を指定をした上で、段階的にリスク評価を行う体系となっている。スクリーニング評価の対象となる一般化学物質のうち、全国合計排出量10t超の物質で有害性情報の得られるものについて、平成30年度までにスクリーニング評価における生態毒性に関する有害性評価を終了する。
2 ダイオキシン類の1日摂取量(μg-TEQ/kg/日) (基準値:ダイオキシン類の耐容1日摂取量)※WHO-2006TEFを使用	4	-	4以下	-	4以下 0.69	4以下 0.7	/	/	/	/	/	「ダイオキシン類対策特別措置法」において、「国及び地方公共団体が講ずるダイオキシン類に関する施策の指標とすべき耐容1日摂取量は、人の体重1キログラム当たり4ピコグラム以下で政令で定める値とする」とされている。
3 PRTR対象物質の環境への総排出量(継続物質:トン)	-	-	-	-	- 375.897トン	- (平成26年度中の公表予定)	/	/	/	/	/	化管法のPRTR制度により、事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進に密接に関わる対象物質の環境への総排出量を指標として設定した。なお、事業者が自主的な管理を行い、事業者から届出されたデータを国が集計、公表等を行うため、測定指標の目標設定は、制度上なじまない。
4 化学物質アドバイザーの派遣数	-	-	-	-	- 25	- 28	/	/	/	/	/	化管法第17条第4項及び第5項に基づき、PRTRデータ等について国民の理解を深めるリスクコミュニケーション実施状況の指標として、化学物質アドバイザー制度に基づくアドバイザー派遣数を設定した。関係者からの要請に応じてアドバイザーを派遣する制度であるため、測定指標の目標設定はなじまない。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成26年 行政事業レビュー 事業番号				
	23年度	24年度	25年度	26年度								
化学物質の審査及び製造(1)等の規制に関する法律施行経費(平成16年度)	455 (437)	376 (355)	349	313	1	<達成手段の概要> 事業者から提出された製造・輸入数量や毒性試験データ等の資料に加え、届出物質・類似物質等に係る国内外の知見や生態影響に係る専門家の意見を踏まえて分析し、必要な資料を取りまとめて化審法に基づくスクリーニング評価を実施する。 <達成手段の目標(26年度)> 製造・輸入数量10t以上の全ての一般化学物質を対象に、化審法に基づくスクリーニング評価を実施する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 化審法に基づくスクリーニング評価の作業により、化学物質の有害性クラスが付与される。	255					
化学物質の人へのばく露(2)総合調査事業費(平成10年度)	116 (116)	43 (43)	107	105	2	<達成手段の概要> 各種モニタリング調査のデータを収集・解析する。 <達成手段の目標(26年度)> ダイオキシン類の1日摂取量を、人の体重1キログラム当たり4ピコグラム以下とする <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 各種モニタリング調査のデータを収集・解析することにより、食品や大気、水、土壌などの環境を経由して国民が1日に摂取しているダイオキシン類の量を推計する。	254					

PRTR制度運用・データ活用事業 (3) 用事業 (平成11年度)	123 (129)	94 (86)	93	101	3	<p><達成手段の概要> 化管法第5条に基づき事業者から届け出られるPRTRデータの円滑な集計・公表を行い、環境リスクの理解に有用な情報を提供するほか、PRTRデータを環境リスクの管理やリスクコミュニケーションなどに幅広く活用する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 関係者の自主的な取組を促進し、PRTR対象化学物質の環境中への排出量を削減するために寄与する。</p>	0253
化学物質緊急安全点検調査費 (4) 査費 (平成25年度)	16 (15)	7 (20)	12	12	4	<p><達成手段の概要> 地域における環境リスク削減をより効果的に進めるために、PRTRデータや各種統計情報を利用した地域の環境リスクに関する情報を地域ごとに示すツール(リスク解析支援ツール)の開発を行うとともに、化学物質アドバイザーによるリスクコミュニケーションを通じて各地域ごとの対策の検討・対策の実施を支援する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地域住民のリスクコミュニケーションを促進する。</p>	0256
施策の予算額・執行額	710 (697)	520 (504)	561	531	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		



平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省26-29)

別紙1

施策名	目標6-3 国際協調による取組				担当部局名	環境保健部環境安全課	作成責任者名 (※記入は任意)					
施策の概要	POPs条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)や、水銀に関する水俣条約などの化学物質関連条約について、関連する施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携及び諸外国との国際協力を図り、化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。				政策体系上の位置付け	6. 化学物質対策の推進						
達成すべき目標	化学物質関連条約に関する施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携を図り、化学物質による環境リスクを低減させる。また、東アジア地域等を対象とした水銀対策などの化学物質対策に係る国際協力により、地球規模の環境汚染を防止する。				目標設定の考え方・根拠	POPs条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)、水銀に関する水俣条約等の化学物質関係の各条約	政策評価実施予定時期	平成27年6月				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1 分析を行った物質数	14物質	平成23年度	12物質	平成27年度	12	12	12	-	-	-	-	・POPs条約対象物質及び候補物質について、「化学物質環境実態調査における当面の運用方針」に基づき設定
					11	9						
測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)						測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
2 途上国の水俣条約締結に向けた支援を実施した累積国数	0	平成25年度	10か国	平成27年度			3か国	6か国	10か国	(未定)	(未定)	・水俣条約の発効が見込まれる平成27年度までに、発効に必要な50か国の内、先進諸国(OECD加盟国)より30か国程度が締結すると想定し、残り20か国の半数程度についてアジアの途上国となる必要があると想定した。 ・水銀対策に関する途上国協力は平成29年度以降も継続予定であるが、支援国数については、未定。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成26年 行政事業レビュー 事業番号					
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) POPs(残留性有機汚染物質)条約対応関係事業(平成13年度)	196 (182)	156 (156)	139	164	1	<p><達成手段の概要> POPs条約における新たな条約対象物質の追加等、条約の動向に対して我が国として適切に対応していくため、国内実施計画に基づき、環境中のPOPs残留状況を正確に把握していく。</p> <p><達成手段の目標(26年度)> 122地点で採取した試料について、POPs条約対象物質及び候補物質12物質群を分析</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国際的な取組として、条約第16条の有効性評価に資するため、東アジア地域におけるPOPsモニタリング体制の構築に寄与していく。</p>	258					
(2) 環境汚染等健康影響基礎調査費(うち水銀に関すること)	69 (88)	101 (88)	75	176	2	平成25年度補正予算に計上されたUNEPへの拠出金等を利用したアジア途上国への支援を実施する。また、アジア途上国を対象とした水銀排出の状況、水銀対策技術の現状等を把握する調査を、請負事業として実施することで、支援の具体化・効率化を図る。	251					
(3) 国際分担金等経費	24 (24)	19 (19)	20	23	1	<p><達成手段の概要> POPs条約締約国が義務的に負担するPOPs条約拠出金を拠出する。また、化学物質の評価手法等の国際標準等を開発しているOECD環境保健安全プログラムに対し分担金の拠出を行う。</p> <p><達成手段の目標(26年度)> 適切な資金拠出の実施</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> POPsによる環境リスクの削減。</p>	257					
(4) 化学物質国際対応政策強化事業費	28 (29)	19 (26)	18	16	-	<p><達成手段の概要> H24年度に策定されたSAICM国内実施計画の着実な進捗管理に向けた、進捗状況把握のための指標の検討を実施するとともに、国際機関等における議論へ発信し国際的なSAICMの取組の推進に資する。また、化学物質と環境に関する政策対話を実施し、多様な主体による化学物質の環境安全に係る政策決定プロセスへの参加と円滑な議論の推進を図る。</p> <p><達成手段の目標(26年度)> SAICM国内実施計画の進捗の点検 「化学物質と環境に関する政策対話」の実施</p>	259					
施策の予算額・執行額	317 (323)	295 (289)	252	379	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)							

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省26-30)

別紙1

施策名	目標6-4 国内における毒ガス弾等対策					担当部局名	環境リスク評価室	作成責任者名 (※記入は任意)				
施策の概要	平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。					政策体系上の位置付け	6. 化学物質対策の推進					
達成すべき目標	平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。					目標設定の考え方・根拠	国内における毒ガス弾等に関する今後の対応方針について(平成15年12月16日閣議決定)	政策評価実施予定時期	平成27年6月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1 A事案区域における環境調査等件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	旧軍毒ガス弾等対策の実施状況を示す指標として設定。 地権者からの要望に基づいて実施するものであるため、目標値の設定は困難。
					2	4	-	-	-	-	-	
2 医療手帳交付件数(茨城県神栖市における緊急措置事業)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	健康被害者対策の規模を示す指標として設定。 医療手帳は新規交付や返還を行うものではないため、目標値の設定は困難。
					150	150	-	-	-	-	-	
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成26年 行政事業レビュー 事業番号	
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 茨城県神栖市における有機ヒ素化合物汚染等への緊急対応策(うち、A事案における環境調査等に関するもの(平成15年度))	60 (4)	60 (6)	62 (27)	88	1	<達成手段の概要> 地下水調査、土壌調査、物理探査、土地改変時における安全確認調査等を実施 <達成手段の目標> 地権者からの要望に基づき、環境調査等を適切に実施する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境調査等の実施により、旧軍毒ガス弾等による被害を未然に防止する。					260	
(2) 茨城県神栖市における有機ヒ素化合物汚染等への緊急対応策(うち、健康に関する調査研究に関するもの(平成15年度))	370 (357)	138 (130)	138 (127)	105	2	<達成手段の概要> 茨城県神栖市において発生している健康被害について、調査研究を実施する。 <達成手段の目標> これまでの研究成果による知見の集積を元に、適切に研究内容を見直しつつ実施していく。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 有機ヒ素化合物症における症候及び病態の解明を図り、調査対象者の健康不安の解消等に資する。					260	
施策の予算額・執行額	430 (361)	198 (136)	200 (154)	193	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)							